

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年1月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20240110	鈴木 孝往	東京都世田谷区	個人	東京都世田谷区	文書警告 輸送の安全確保命令	旅客自動車運送事業運輸規則第25条	令和5年8月10日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)業務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第25条)、(2)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	0	0
20240116	株式会社ランナーズ(法人番号6010901012723) 代表者 一瀬 博亮	東京都世田谷区船橋7-2-7	本社営業所	東京都世田谷区船橋7-2-7	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第46条	令和5年5月23日及び令和5年5月24日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(4)指導主任者の選任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)	1	1
20240116	鳳自動車株式会社(法人番号3011801000779) 代表者 上澤 大祐	東京都葛飾区西水元5-13-14	本社営業所	東京都葛飾区西水元5-13-14	輸送施設の使用停止(133日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和5年3月9日及び令和5年3月31日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第2項)、(7)事故の記録義務違反(運輸規則第26条の2)、(8)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9)乗務員台帳の記載事項の不備(運輸規則第37条第1項)、(10)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)事故惹起・高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)事故惹起・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	16	14

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)